

# 内航船舶の代替建造推進アクションプラン

平成18年3月

内航船舶の代替建造促進に関する懇談会

## 目 次

### ○はじめに

### ○内航船舶の代替建造推進アクションプラン

#### 【産業物資キャリアの代替建造促進対策】

これからの内航海運のビジネスモデルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

内航海運におけるコスト及び運賃・用船料のモニタリングの実施・・・・・・・・ 1

内航海運に関わる幅広い関係者の連携強化に向けた取組み・・・・・・・・・・ 2

船型等の標準化と合理的な運航体制の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

内航船代替建造に資する中小造船業・船用工業対策・・・・・・・・・・・・ 3

船員不足時代に対応した効果的な内航船員確保対策・・・・・・・・・・・・ 4

#### 【内航ユニットロード輸送に係る対策】

内航ユニットロードネットワークに向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・ 5

#### 【新技術の実用化の開発と実用化促進】

新技術の開発及び実用化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

省エネ型船舶・機器への転換の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### 【暫定措置事業の着実な実施等】

暫定措置事業の円滑かつ着実な実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

はじめに

[本アクションプラン策定の背景]

内航海運は、経済効率性が高く環境保全の面でも優れた輸送特性を有する、我が国の経済・国民生活を支える基幹的な輸送機関であり、環境負荷低減のための取り組みであるモーダルシフトの受け皿としても極めて重要である。

経済のグローバル化・情報化が進展し、企業間の国際競争がますます激化する中、物流分野においても、産業競争力の強化に向けた更なる効率化への要請や、深刻化する地球環境問題への対応等の課題に的確に対応していくことが求められている。こうした社会的要請に内航海運が的確に応えるためには、効率的で信頼性の高い良質のサービスを安定的に提供していくことが不可欠である。

しかしながら、近年、こうした活動を支える内航船舶の「少子高齢化」が急速に進む傾向にある。現状のまま放置すると、単に内航海運業の衰退につながるだけでなく、造船所の減少に拍車がかかり、内航船舶の建造能力そのものが更に低下するなど、造船業、更には船用工業も含めた海事産業の連鎖的な衰退等にもつながるおそれがある。

この結果、効率性、環境等の社会的要請に応えた輸送サービスの安定的な提供という内航海運の本来の使命を果たすことが困難になり、我が国の経済・国民生活にも影響が出てくることが懸念される。

こうした問題意識を背景として、昨年8月以降「内航船舶の代替建造促進に関する懇談会」において審議が行われ、12月に、同懇談会で、老朽船舶から社会的要請に適合した新造船船舶への代替を促進するための方策に関する基本的方向性についての取りまとめが行われた。

これを踏まえ、内航海運に関わる関係者が連携しながら、本年3月の同懇談会における審議を経て取りまとめたものが、この「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」である。

[本アクションプランの実施に向けて]

本プランは、内航海運に関わる関係者が内航船舶の代替建造推進のために取るべき具体的な行動計画、すなわち、個々の施策について、どの関係者が、どのようなスケジュールで、どのように取り組んでいくか等の関係者の今後の作業工程等を示したものである。

内航海運を産業として今後とも存続させていくためには、安定的かつ適切な

規模での代替建造を実現していくことが必要であり、このためには、内航海運業界をはじめ、造船業界、荷主産業など幅広い関係者が、内航船舶と内航海運に関する共通認識を持って、本プランに盛り込んだ各般の施策を効果的に組み合わせ、総合的・集中的に実施していくことが必要である。

なお、本アクションプランに盛り込まれている施策については、その整合的かつ効果的な実施を確保する観点から、各施策の推進状況等について定期的にフォローアップを行うとともに、今後の状況の変化等を踏まえて、各方面からの意見等も参考にしながら、必要な見直しを行っていくこととする。

本アクションプランを踏まえ、内航海運に関わる幅広い関係者が一体となって、具体的なアクションを起こしていくことが求められる。

# 産業物資キャリアの代替建造促進対策

## これからの内航海運のビジネスモデルの推進

グループ化、協業化等を活用して、経営基盤の強化を図りつつ、船員確保、船舶管理、更には船舶の建造等をグループとして行う、内航海運のビジネスモデルを検討するとともに、そのようなビジネスモデルを促進するための支援策を講じる。

施策	概要	スケジュール	関係者
1. これからの内航海運のビジネスモデルの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学識経験者、国、内航海運事業者等の関係者による検討会を開催</li> <li>② 検討内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ化、協業化、オペレーターとの関与等の実態、グループ化等の効果、先進事例等を把握</li> <li>・グループ化等を活用した、グループとしての効率的な船舶、船員の確保モデルなど、これからのオペレーター・オペレーター望ましいビジネスモデルを検討するとともに、その促進策について検討</li> <li>(ビジネスモデルの例) <ul style="list-style-type: none"> <li>i) オペレーター主導型のグループ化</li> <li>ii) オペレーター主導型のグループ化 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年夏までに中間取りまとめ</li> <li>・18年秋頃に検討会の取りまとめ</li> </ul>	海事局(国内貨物課、企画課、船員政策課) 地方運輸局 内航総連
2. これからの内航海運のビジネスモデルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. の検討会の検討を踏まえつつ、グループ化モデル促進のための具体的な支援策について、概算要求の可能性も含め、関係者間で検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. の検討を踏まえ、引き続き関係者と調整</li> </ul>	海事局(国内貨物課、総務課、企画課、総務課参事官室、造船課) 鉄道運輸機構 内航総連

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

## 内航海運におけるコスト及び運賃・用船料の実施

運賃・用船料の実態等を把握するとともに、運航等に必要コスト構造の透明化を図ることによって、内航海運のコスト、運賃・用船料等に関する荷主を含む関係者共通の理解の醸成に資することを目的として、内航海運のコスト及び運賃・用船料のモニタリングを定期的実施する。

施策	概要	スケジュール	関係課
1. 内航海運におけるコスト分析調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度は、第三者機関において、内航海運の現状のコスト分析及びこれを踏まえた内航海運のモデルコストの算定等を内容とする調査を実施し、公表</li> <li>・19年度以降も、第三者機関において、毎年、同様の調査を実施し、公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度に調査を実施</li> <li>・19年度以降も毎年実施</li> </ul>	第三者機関 海事局(国内貨物課) 内航総連
2. 用船料の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国において、毎年、一定の時期に用船料の調査を行い、公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、調査を実施し、公表</li> </ul>	海事局(国内貨物課) 地方運輸局
3. 運賃・用船料に係る荷主理解を深めるための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記調査等を活かして内航海運のコスト構造の透明化を図りつつ、機会を捉えて荷主に対する十分な説明等を行うなど、運賃・用船料に係る荷主の理解が深まるような取組みを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逐次実施</li> </ul>	内航総連

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

# 産業物資キャリアの代替建造促進対策

## 内航海運に関わる幅広い関係者の連携強化に向けた取り組み

内航海運の現状、今後の見通し等について、内航海運に関わる様々な関係者の共通認識を醸成し、内航海運に係る種々の問題に連携して取り組んでいくことができるよう、関係者の連携強化に向けた取組を推進する。

施策	概要	スケジュール	関係課
1. 内航海運事業者と荷主の情報交換・意見交換等の仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷主と内航海運事業者等との意見交換等の仕組みを活用し、その充実を図る。国も可能な限り参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>逐次実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内航総連</li> <li>海事局(国内貨物課)</li> </ul>
2. 内航船の代替建造に関する情報交換等による円滑な代替建造の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>内航海運業界、造船・船用業界、国等による連絡会を設置し、発注動向や建造動向、代替建造に影響を及ぼす制度(例えば、内航ケミカル船の新構造設備基準の適用等)など内航船の代替建造に関する情報交換、意見交換等を行い、計画的・安定的発注とこれに対応した円滑な代替建造のための環境を醸成するとともに、必要に応じ所要の対策について検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度からテーマに応じた逐次実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海事局(企画課、国内貨物課、造船課、船用工業課、船員政策課、安全基準課等)</li> <li>鉄道運輸機構</li> <li>内航総連</li> <li>中小造工</li> <li>日船工</li> </ul>
3. 海事当局と内航海運事業者との情報交換等の仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中央                             <ul style="list-style-type: none"> <li>内航総連をはじめとする内航関係団体及び事業者と海事当局との定期的な情報交換等の場を設けるなど、連携を強化</li> </ul> </li> <li>②地方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地方の実情に即して、地方の内航海運関係団体等との定期的な懇談会や事業者モニター制度等を実施するなど、内航海運事業者と地方運輸局との定期的な情報交換等の仕組みを充実                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>例：地方運輸局が実施するモニター制度</li> <li>内航総連からモニター企業の推薦を受けて、地方運輸局が、これら企業と定期的に情報交換、意見交換等を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>逐次実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海事局(国内貨物課)</li> <li>地方運輸局</li> <li>内航総連</li> </ul>

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

# 産業物資キャリアの代替建造促進対策

## 船型等の標準化と合理的な運航体制の検討

2000KLタンカー及び499GT鋼材運搬船を先行事例として取り上げて、船舶の標準化、船内作業の標準化、荷役作業等の標準化について検討  
また、機器・システムの標準化についても必要に応じて検討

施策	概要	スケジュール	関係者
1. 標準化の内容に係る具体的な検討			
(1) 船舶の標準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>2000KLタンカーと499GT鋼材運搬船のそれぞれについて、関係者から構成される検討会を設置し、具体的な標準化について検討</li> <li>検討された標準化の内容に基づき、標準化船の基本設計を行い、参加オペレーターの支配船腹の代替建造に適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度中に、検討会において標準化の内容を検討</li> <li>19年度に標準化船の基本設計を実施し、代替建造に適用</li> </ul>	海事局(企画課、造船課、船用工業課、国内貨物課) 造技センター 参加希望オペ、船主 参加希望造船所 等
(2) 機器・システムの標準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化のニーズのある船用機器・システムについて、関係者により具体的な標準化の内容を検討(必要に応じてISO/JIS化も検討)</li> <li>検討された標準化の内容に基づき、希望オペレーターの支配船腹の代替建造に適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度後半～19年度に、検討会において標準化の内容を検討</li> <li>20年度以降、代替建造に適用</li> </ul>	海事局(企画課、船用工業課) 日船工、船技協 参加希望オペ、船主 参加希望船用メーカー 等
(3) 省力化に資する船舶設備の改善・荷役作業等についての陸上支援の拡充等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記(1)、(2)の検討に際し、省力化や船内作業の容易化に資する船舶設備等の改善、荷役作業等における陸上支援の拡充の可能性について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記(1)、(2)のとおり</li> </ul>	上記(1)、(2)の関係者及び全日海
2. 標準化の効果に応じた合理的な運航体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討された標準化の具体的な内容に応じて、乗組み体制や検査制度等について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度後半以降、標準化の検討の方向を踏まえて検討</li> </ul>	海事局(企画課、造船課、船用工業課、国内貨物課、海技資格課、船員労働環境課、検査測定課、安全基準課) 内航総連 全日海 等

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

## 内航船代替建造推進に資する中小造船業・船用工業対策

内航船の円滑な代替建造の推進に資するため、設計コンサルタントの育成及び中小造船業・船用工業における人材育成に取り組む。

施策	概要	スケジュール	関係者
1. 内航船建造の中核となるコンサルタントの育成・活用	船舶の標準化の検討への関係者の参加を通じて、コンサルタントを育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>H18年度から</li> </ul>	船舶の標準化検討の関係者
2. 中小造船業・船用工業における人材育成支援	① 中小造船業の人材育成支援 ・平成16年度から「造船産業次世代人材育成支援事業」を実施しており、本事業を平成19年度まで継続して実施 ② 船用工業の人材育成支援 ・業界の現状を把握し、技能伝承のあり方(機械化、マニュアル化含む)、関係者間の協力体制について検討を行い、具体的施策を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>H16年度～19年度(20年度以降は、19年度までの支援をもとに事業者が取組みを継続)</li> <li>18年度から順次実施</li> </ul>	海事局(造船課) 中小造工 海事局(船用工業課) 日船工

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

# 産業物産キャリアの代替建造促進対策

## 船員不足時代に対応した効果的な内航船員確保対策

船員の高齢化が進むとともに、若年の優良船員を確保することが困難となっており、船員不足に対応して、若年船員の雇用促進、船員の供給源の拡大等の対策を講じる。

施策	概要	スケジュール	関係者
1. 海員学校等船員養成学校の卒業生の内航海運への就業対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライアル雇用助成、船員就業フェア等に関する業界のニーズを把握するため、内航総連等と意見交換を実施</li> <li>・意見交換の結果を踏まえて、施策の具体的内容を検討し、18年度実施計画及び19年度予算要求に反映させ、順次実施</li> <li>・内航総連が中心となって内航船員確保対策協議会を地方において開催し、海員学校等の卒業生の内航海運業界への就業を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度から順次実施</li> </ul>	海事局(船員政策課) 内航総連 船員雇用促進センター 全日海
2. 航海当直を行うことができる船員(6級海技士)養成のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航海当直を行う際に最低一人は受有していることが必要となる資格のうち6級海技士の資格取得について、養成講習内容等の検討を行い、順次具体的な施策を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度以降順次実施</li> </ul>	海事局(海技資格課、船員労働環境課、船員政策課) 海技大学校 内航総連 船員雇用促進センター 全日海
3. 内航海運事業者のニーズに対応した船員養成のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外航船社、教育機関等の関係者から構成される検討会を設置し、内航における環境の変化等に対応するため、教育内容、各主体の役割分担、船員教育機関の組織体制のあり方等について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度から船員教育のあり方に関する検討会(仮称)を設置し検討開始(18年4月第1回検討会開催予定)</li> </ul>	海事局(船員政策課) 海技大学校、航海訓練所、海員学校 内航総連 船員雇用促進センター 全日海

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等



# 内航ユニットロード輸送に係る対策

## 内航ユニットロードネットワークの充実に向けた取組み

環境にやさしい物流体系の構築及び我が国港湾の国際競争力の強化を図る観点から、モーダルシフトの受け皿となる内航ユニットロード輸送の利用を促進するとともに、国内・国際の物流ニーズに対応した内航ユニットロードネットワークの形成を促進する。

施策	概要と進め方	スケジュール	関係者
1. 内航ユニットロードネットワークの充実を図るためのモデル的検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー中核港湾のフィーダー網となる航路など特定の内航ユニットロード航路の拠点となる地方の港湾をモデルとして選定し、関係部局が連携してその政策資源を集中投資するなど、内航ユニットロードネットワークの充実を図るための方策を検討</li> <li>・国土交通省内関係部局による検討作業を行い、政策資源の洗い出し、港湾関係者・物流事業者等の具体的なニーズ把握を経て、推進スキームを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度から順次実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海事局(国内貨物課、企画課、国内旅客課)</li> <li>港湾局</li> <li>政策統括官付政策調整官(物流担当)</li> <li>地方運輸局</li> <li>地方整備局 等</li> </ul>
2. 環境にやさしく安全で信頼性の高い内航輸送の利用を奨励する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、荷主に対してその製品に添付する内航海運利用を示すマークを交付するなど、環境負荷低減につながる内航輸送の利用を奨励する仕組みの創設を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度に検討を行い、19年度実施をめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海事局(国内貨物課、国内旅客課)</li> <li>関係業界団体 等</li> </ul>
3. 内航海運に係るモーダルシフトを推進するための方策に係る調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者、内航海運事業者、フォワーダー、国、運研機構等で研究会を設けて、内航海運についてモーダルシフトが進展しない要因の分析とモーダルシフト促進のための解決策等について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度に検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運研機構</li> <li>関係業界団体</li> <li>海事局(国内貨物課、国内旅客課)</li> <li>政策統括官付政策調整官(物流担当) 等</li> </ul>

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

# 新技術の開発と実用化促進

## 新技術の開発及び実用化の促進

経済効率性、環境、安全性等内航海運の課題を解決するための新技術の開発と実用化を支援する枠組みを創設するとともに、環境問題対応等の社会的要請に応えることができるSESの普及促進を図る。

施策	概要	スケジュール	関係者
1. 新技術の実用化を支援する枠組みの創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 鉄道運輸機構による新技術の実用化支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術実用化初期のリスク低減のため、第一号船(第一号機)の設計費、初期故障対応応負などを補助する制度を鉄道運輸機構の事業として創設する。本支援制度により新技術の実用化を逐次支援する。</li> </ul> </li> <li>② 導入される新技術に関する乗組み制度や検査制度の見直しの検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入される技術に応じて逐次検討を進める。H18年度は、乗組み制度検討会において、高度船舶安全管理システム搭載船に関する乗組み制度のあり方について検討を行い、実証実験を踏まえ、適切な乗組み体制についての結論を得る</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道運輸機構法の改正案を今次通常国会に提出済み</li> <li>・改正機構法施行後、速やかに所要の準備を進め、H18年7月の業務開始を目指す。</li> <li>・準備が整い次第、乗組み制度検討会での検討を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海事局(造船課、企画課、総務課参事官室、船用工業課、海技資格課、鉄道運輸機構)</li> <li>海事局(企画課、総務課参事官室、船用工業課、海技資格課、船員労働環境課)</li> <li>内航総連</li> <li>全日海 等</li> </ul>
2. スーパーエコシップ (SES) の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① SESフェーズ1のプロモーション               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方運輸局、鉄道運輸機構等が連携して、内航海運事業者、荷主等に対するプロモーションを展開。この際、説明会、セミナーの開催など機会を捉えて、SESの先行事例の詳細な紹介等により、SESについての理解を促進</li> <li>・H17年度から開始した鉄道運輸機構の共有建造制度・NEDOの省エネ設備補助制度によるSES建造に対する補助を継続して実施</li> </ul> </li> <li>② SESフェーズ2の実証試験の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・SESフェーズ2の研究開発の最終段階として、実船による実証試験を実施</li> </ul> </li> <li>③ SESに関する合理的な規制の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験により機関部職員1名体制での運航について検証し、適切な乗組み体制についての結論を得る</li> <li>・運転時間や運転状態の管理に基づき適切な保守管理システムが導入されるものにあつては、計画保全検査方式の適用により、船舶検査の合理化を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逐次実施</li> <li>・H18年度末～H19年度初</li> <li>・逐次実施</li> <li>・H18年度～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海事局(企画課、総務課参事官室、国内貨物課、国内旅客課)地方運輸局</li> <li>鉄道運輸機構</li> <li>海事局(企画課)</li> <li>SES技術研究組合 等</li> <li>海事局(企画課、総務課参事官室、海技資格課、船員労働環境課、検査測定課)</li> <li>内航総連</li> <li>全日海 等</li> <li>海事局(船用工業課、安全基準課)</li> <li>内航総連</li> <li>日船工</li> <li>全日海 等</li> </ul>
3. 海上プロバンドの有効活用に向けた検討			

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

# 新技術の開発と実用化促進

## 省工ネ型船舶・機器への転換の促進

省工ネ型船舶・機器への代替を促進するため、省工ネ型船舶や機器の格付けを行う。

施策	概要	スケジュール	関係者
省工ネ船・省工ネ設備の格付け	<p>①省工ネ船の格付け 船種・船型ごとに、一定の燃費基準を設け、これに適合する船舶に、船主の申請に基づき「省工ネ船」(仮称)の格付けを実施</p> <p>②省工ネ設備の格付け 機関、推進器等について、省工ネ基準を設け、これに適合する機器に、メーカーの申請に基づき「省工ネ設備」(仮称)の格付けを実施</p>	<p>・18年度前半に実施内容を検討</p> <p>・18年10月から実施</p>	<p>海事局(企画課) 鉄道運輸機構等</p> <p>海事局(企画課、船用工業課) 日船工</p>

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等

## 暫定措置事業の着実な実施等

### 暫定措置事業の円滑かつ着実な実施等

暫定措置事業については、引き続き円滑かつ着実に実施していくことが必要であるが、船腹の需給が引き締まり、内航船舶への投資を促進することができる環境が整ってきていることから、関係者が、連携して内航船の代替建造を促進するとともに内航海運の活性化に取り組みことにより、暫定措置事業の収支が相償い、その結果として、同事業が早期に終了できるよう取り組んでいくことが適当である。

また、暫定措置事業の運営等については、同事業の円滑かつ着実な実施や経済的・社会的要請への的確な対応の観点から改善すべき課題もあると考えられることから、運営方法の見直し等を行っていくことが適当である。

こうしたことを踏まえて、暫定措置事業の制度・運用のあり方について、検討していく。

施策	概要	スケジュール	関係課
内航海運暫定措置事業の制度・運用のあり方の検討	<p>・内航総運と海事局が、内航に関わる諸問題について意見交換を行う場として開催してきた内航問題検討会を活用して、内航海運暫定措置事業の制度・運用のあり方全般について検討</p>	<p>・18年度から検討、結論が得られたものから順次実施</p>	<p>内航総運 海事局(国内貨物課)</p>

※下線は平成18年4月段階での取りまとめ担当課、団体等